

茨城県河川整備計画検討委員会 設置要綱

(目的)

第1条 河川法（昭和39年法律第167号）の趣旨に基づき、茨城県における治水・利水・環境の総合的な河川整備を推進するため、茨城県河川整備計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、河川整備計画の策定を中心とした各種検討を行うものである。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項の検討及び提言を行う。

- (1) 河川整備計画の策定
- (2) 河川整備計画の変更
- (3) 河川整備計画の点検
- (4) 河川整備計画の策定・変更・点検等に関する事業評価
- (5) その他、河川整備計画の策定・変更・点検等に必要事項

2 委員会は、市町村長から河川事業の評価等について検討の依頼があったとき、それらを審議し、意見を述べることができる。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員は、各分野の学識経験者等である専門委員と、検討事項に関係する地域の市町村長等の地域委員で構成する。
- 3 委員は、知事が委嘱する。
- 4 専門委員の任期は、委嘱の日から、平成32年3月末日までとする。
- 5 地域委員の任期は、委嘱があったときから、地域委員に関係する事項の検討が完了したときまでとする。
- 6 第2条第1項第4号及び第2項については、専門委員により検討を行う。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに委員長及び前条第2項の委員長があらかじめ指名した委員がともに欠けたときの会議は、知事が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長になる。
- 3 会議は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 4 委員長は、必要があるときは、会議に別表に掲げる者以外の者を出席させることができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、茨城県土木部河川課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成16年 2月 6日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年 8月23日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年10月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年10月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年 9月 4日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年 8月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年10月12日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年 8月23日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年12月 8日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年10月 4日から施行する。

令和元年度 茨城県河川整備計画検討委員会 委員

	分野	所 属	氏 名	備 考
専 門 委 員	水圏環境	筑波大学 システム情報系 教授	武若 聡	継続
	農業水利	筑波大学 名誉教授	佐藤 政良	継続
	都市計画	茨城大学 名誉教授	小柳 武和	継続
	経 済	筑波大学 システム情報系 教授	堤 盛人	継続
	環境（全般）	茨城生物の会 会長	小菅 次男	継続
	環境（植生）	茨城生物の会 会員	福田 良市	継続
	環境（魚類）	茨城県水産試験場内水面支場 技佐兼支場長※	谷村 明俊	継続 (4月の人事異動)
	漁 業	茨城県内水面漁場管理委員会事務局 事務局長※	庄司 邦男	継続
	水 質	茨城県霞ヶ浦環境科学センター 副センター長※	深澤 敏幸	継続 (4月の人事異動)
	河川愛護活動	河川コーディネーター	結城 直子	継続
	地域情報	(有) つくばインキュベーションラボ 代表取締役	島袋 典子	継続
河川行政	茨城県土木部 河川課長※	飯村 信夫	継続 (4月の人事異動)	
関 係 委 員	地域代表	関係する市町村長（3名以内）※		
	河川行政	関係する国土交通省河川事務所長※		

「※」はあて職